

令和2年第2回 美里町農業委員会会議録

令和2年2月10日

令和2年第2回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番 奥村 智 3番 永田末廣 4番 善積邦昭 5番 長木一美
6番 松村 新二 8番 吉坂 美佐子 9番 松田政明 10番 吉田美好

欠席委員

7番 田中 豊

欠員 1名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後13時30分

事務局長 こんにちは。只今から令和2年第2回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は【7番 田中委員】が欠席でございますが、美里町農業委員会会議規則 第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、8番 吉坂委員 9番 松田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第5号、農地法 第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第1号、番号1について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人が高齢で農地の管理が困難であり、譲受人が農業経営の効率化及び規模拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から補足の説明を終わります。それでは、議案第1号、番号1を議題とし内容の説明を事務局に求めます。

事務局 略・・・

会長 以上で議案第1号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第1号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請、県知事許可分番号1を議題とし内容の説明を4番 善積委員に求めます

4番（善積委員）略・・・

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第6号番号1資料2をご覧ください。この案件につきましては転用許可以前に転用された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。なお、農地法を失念されていたため始末書も添付されており、転用につきましては問題ありません。以上で内容の説明

を終わります。

会 長 以上で議案第 6 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 6 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙手

会 長 全員賛成と認めます。よって議案第 6 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 4 番 善積委員に求めます

4 番（善積委員）略・・・

会 長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。この案件につきましても先ほどの 4 条申請と同様、転用許可以前に転用された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。なお、農地法を失念されていたため始末書も添付されており、転用につきましても問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会 長 以上で議案第 7 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

5 番（長木委員）はい。申請地の隣に農地があり、その農地もすでに資材置場になっていると思われませんが、申請はされないのですか。

事務局 はい。現時点で申請がなされておられませんので、申請をされるよう指導いたします。

会 長 他にありませんか。

全 員 ありません。

会 長 質疑なしと認めます。 質疑を打ち切り採決いたします。議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙手

会 長 全員賛成と認めます。よって議案第 7 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について内容の説明を事務局に求めます。

事務局 略・・・

会 長 以上で議案第 8 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 8 号、

農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

- 全 員 挙手
- 会 長 全員賛成と認めます。よって議案第8号は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。事務局 何かありませんか。
- 事務局 略・・・
- 会 長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後14時05分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印